

酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5575 号）別添 2 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の別表 3 の（3）のイの規定に基づき補助対象経費の算定方法について理事長が別に定める件について

平成 28 年 7 月 7 日付け 28 農畜機第 1935 号  
一部改正 令和 2 年 3 月 31 日付け元農畜機第 8097 号

酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5575 号）別添 2 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の別表 3 の（3）のイの規定に基づき理事長が別に定める広域利用等の出役調整に要する経費の算定方法は、下記のとおりとする。

## 記

### 1 公募団体 B（以下「都道府県団体」という。）による上限単価の算定

#### （1）車両借上料

① 算定する車種<sup>※1</sup>の区分は、次のとおりとする。

ア 小型自動車

イ 軽自動車

※1 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1（第 2 条関係）に基づく小型自動車（総排気量 2000CC 以下）、軽自動車（総排気量 660CC 以下）

② 車両借上料の上限単価の算定

都道府県団体は、リース会社から算定する車種の区分ごとにメンテナンスリース料の見積書を徴収し、車両借上料の 1 日当たりの上限単価を算定する。

メンテナンスリース料に含めることが出来る費目は、車両の維持・管理に要するもの及び業務に必要と認められるもの（車両償却費、登録手数料、自動車任意保険、自動車税、車検費、備品費、整備費、修理費用等）とする。また、見積もりの際に選定する車種については、四輪駆動、寒冷地仕様等出役に必要な仕様とすることができることとする。

③ 1 日当たりの車両借上料の上限単価

ア 小型自動車の 1 年間当たりのメンテナンスリース料 / 365 日

イ 軽自動車の 1 年間当たりのメンテナンスリース料 / 365 日

#### （2）燃料費

① 算定する車種の区分は、次のとおりとする。

ア 小型自動車

イ 軽自動車

ウ 軽油を燃料とする自動車（以下「ディーゼル車」という。）

## ② 燃料費の上限単価の算定

都道府県団体は、(一財)日本エネルギー経済研究所が公表する都道府県別のレギュラーガソリン又は軽油 1 L 当たりの小売価格の過去 1 年間の平均価格及び車両借上料を算定する際に選定した車種の自動車メーカー公表値の JC08 モードにより測定した燃費に係数 (0.8) <sup>※2</sup> を乗じた燃費又は WLTC モードにより測定した燃費により上限単価を算定する。

※2 JC08 モードにより測定した燃費に乗じる係数は、「自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法」(平成 15 年国土交通省告示第 1323 号)に規定する JC08 モードにより測定された日本全国平均の燃料費が、カタログの燃費より約 2 割低いことから 0.8 としたものの。

## ③ 1 km 当たりの燃料費の上限単価

- ア レギュラーガソリン 1 L 当たりの平均価格 / 小型自動車の燃費
- イ レギュラーガソリン 1 L 当たりの平均価格 / 軽自動車の燃費
- ウ 軽油 1 L 当たりの平均価格 / 小型自動車の燃費

## 2 利用組合による事業費の積算

### (1) リース車両

#### ① 車両借上料

実際に契約しているリース車両の 1 日当たりのリース料又は都道府県団体が算定した上限単価のいずれか低い額<sup>※3</sup> × 補助対象 (3 を参照。以下同じ。) となる出役の日数

※3 実際に契約している車両の区分に応じて、その上限単価と比較する。

#### ② 燃料費

当該年度の燃料費の実支出額 × 当該年度の補助対象となる出役の距離 / 当該年度の総走行距離

(総走行距離については、車両管理簿等による実走行距離とする。)

### (2) 組合所有車

#### ① 車両借上料

対象外とする。

#### ② 燃料費

(1) のリース車両の燃料費の積算方法と同様とする。

### (3) 酪農ヘルパー等の所有する車両 (以下「ヘルパー所有車両」という。)

#### ① 車両借上料

利用組合が設定した 1 日当たりのヘルパー所有車両の借上げ単価又は都道府県団体が算定した上限単価のいずれか低い額<sup>※4</sup> × 補助対象となる出役の日数

※4 ヘルパー所有車両の区分に応じて、その上限単価と比較する。ただし、ディーゼル車については、小型自動車の上限単価と比較するものとする。

#### ② 燃料費

利用組合が設定した1 km 当たりの燃料費の単価又は都道府県団体が算定した上限単価のいずれか低い額<sup>\*5</sup>×補助対象となる出役距離

※5 ヘルパー所有車両の区分に応じて、その上限単価と比較する。

③ 出役経費（車両借上料、燃料費）

利用組合が都道府県団体の定める単位当たりの上限単価と異なる方法で支給額を設定している場合は、次により算出される金額のいずれか低い額とする。

ア 都道府県団体が算定した車両借上料の上限単価×補助対象となる出役の日数、

都道府県団体が算定した燃料費の上限単価×補助対象となる出役距離

イ 酪農ヘルパーへの年間支給額

3 補助対象となる出役及び出役距離の測定方法

(1) 補助対象となる出役

補助対象となる出役は、以下の①及び②とする。

① 利用組合の活動区域（利用組合と統合等を実施した利用組合は旧の活動区域）外の酪農家への出役

② 出役の総距離が30 kmを超える出役

(2) 補助対象となる出役距離の測定方法

(1) の出役の総距離は、以下の方法により測定するものとする。

① 利用組合は、出役の実態に応じて、始点（終点）として

(ア) 利用組合の事務所

(イ) 酪農ヘルパーの自宅

のいずれかを選択する。

② ①の地点から出役先までの往復の距離（通常走行する道のり）をあらかじめ測定し、当該距離を補助対象とするものとする。

また、複数の出役先（業務引継を含む。）を経由する場合には、①の地点から出役先を経由し、①の地点に戻る通常走行するルートの道のりで測定した距離を補助対象とする。ただし、この場合にあつては、出役距離を簡便に測定するため、①の地点から最も遠隔の出役先との往復の距離を補助対象とすることができる。

附 則（平成28年7月7日付け28農畜機第1935号）

この定めは、平成28年7月7日から施行し、平成28年4月1日から適用するものとする。

附 則（令和2年3月31日付け元農畜機第8097号）

この定めは、令和2年4月1日から適用するものとする。